

## 非嫡出子差別と憲法

— アメリカ合衆国の判例を中心に —

### 根 本 猛

「非嫡出子に不利益を課することは、法的な負担は、個人の責任または非行になんらかの関連性をもつべきであるという我々の制度の根本概念に反する」(ウェーバー判決、一九七二年)

「これは、たとえていえば、正に『親の因果が子に報い』式の仕打ちであり、人は自己の非行のみによって罰又は不利益を受けるという近代法の基本原則にも背反している」(東京高裁一九九三年(平成五年)六月三日決定、判例タイムズ第八二三号一二二頁)

はじめに

周知のとおり、わが民法第九〇〇条第四項但し書前段は、法定相続にあたっての非嫡出子の相続分を嫡出子の

半分と規定している。この規定について、最高裁判所は、一九九五年(平成七年)七月五日、一〇対五の多数決で、憲法に違反しないという決定を下した。

一方、この規定に関しては、法改正の動きが進行中である。法務省は、昨年初め、夫婦別姓の導入を柱とする民法改正要綱をまとめた。そのなかでは、非嫡出子の法定相続分についても現行の規定を改め嫡出子と同等にすることにしていた。私見によれば、小さな課題は残された(子の姓(氏)の決定方法、再婚禁止期間の存置)とはいえ、この民法改正要綱は、結婚や出産などの家族の問題に関して、伝統的な価値観に支配されてきたわが国の社会が、個人の多様性を認め合える社会に一步を踏み出すものとして、積極的に評価されるものだった。

だが、この流れは一頓挫している。自民党などの保守政党内には、夫婦別姓の導入への反対論は根強く、この民法改正案の閣議決定は見送られ、現在に至っている。

自民党はこの状況に対する批判を考慮して、独自の民法改正案をまとめた。それによれば、婚姻にあたって改姓した者の旧姓の使用を法的に認めるといふもので、法務省で検討されていたときのおおむねC案に相当する(民法改正要綱が必要になった背景を考えればこの自民党案は不十分といわなければならない。しかし、なにより驚きなのは、この案でも自民党内の反対論はまだまだ収まりそうもないそうである)。そして、非嫡出子の法定相続分の平等化については見送りの方向と伝えられている。本稿では、わが国の状況を簡単にみた後、非嫡出子差別に関するアメリカ合衆国の判例がどのようになっているのかを検討してみたい。

(1) 朝日新聞一九九六年五月二〇日付、六月一八日付(夕刊)。

(2) 朝日新聞一九九七年三月九日付。結局、この案にも、自民党内では強硬な反対意見が続出し、党内の意見取りまとめは断念に至った。朝日新聞一九九七年五月九日付。

(3) この問題に関する邦語の文献として、君塚正臣「非嫡出子諸差別の合憲性」(性差別司法審査基準論「補章」)一九九六年)、米沢広一「子ども・家族・憲法」一三〇頁(一九九二年)が有益である。

一 わが国の状況——最高裁判所や学界の見方

一九九五年の決定は、要するに、相続制度のいかんは立法府の合理的な裁量に委ねられているという前提から「本件規定における嫡出子と非嫡出子の法定相続分の區別は、その立法理由に合理的な根拠があり、かつ、その區別が右立法理由との関連で著しく不合理なものでなく、いまだ立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的理由のない差別とはいえない」というものであった。

最高裁判所の多数意見のなかには、わが民法が非嫡出子の相続分を半分としていることは、非嫡出子の個人の尊厳にもそれなりに配慮してのことであるという趣旨の部分があり、それを補強する意味で、非嫡出子の相続分を完全に否定している外国の例が引かれている。

「本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の二分の一の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。これを言い換えれば、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであると解される」(多数意見)

「我が国においては、欧米におけると異なり、婚外子による相続を否定する考えに乏しいといってよい」

「いま本件において論ぜられているのは、しばしば引用されるアメリカの判例に見られるような、非嫡出子(婚外子)に被相続人の子としての権利それ自体を否定した立法の当否ではなく、婚外子をも被相続人の相続人の一に加えることを当然の前提とした上での、相続分割の当否をいうものにはかならない」(可部恒雄裁判官の補足意見)

しかし、法の下での平等や平等保護に関しては、平等か平等でないのかが決定的なのであって、平等でない場合のその程度は二次的な重要性しかもたないのではないか。また、外国例への言及も気になるところである。

一方、学界の状況はどうだろうか。この問題は現在でこそ盛んに議論され、少なくとも学界では違憲説が大半とみられるが、こうした状況は比較的最近のことである。一世代前の学界の動向は、この規定には触れないかその合憲性を支持するのが主流だった。一例をあげれば、「憲法が婚姻に重きをおいている点から見て、おそらく憲法の容認するところと見るべきであろう」<sup>(5)</sup>、「憲法第二(四)条が」婚姻を尊重する立場に立っていることからみて、あえて違憲とはいえない<sup>(6)</sup>」などとする。

アメリカ合衆国でも、一九六〇年代なかばまでは、ちょうどわが国の一世代前の学界の状況と同様に、非嫡出子差別が議論の中心になることは少なかった。だが、以下に述べるように、その後の展開はめざましいものがある。

(4) 民集第四九巻第七号一七八九頁。

(5) 宮澤俊義「全訂日本国憲法」二二六四頁(一九七八年)。  
(6) 樋口陽一他「注釈日本国憲法」五六四頁(中村睦男執筆)(一九八四年)。

## 二 一九七〇年代の動揺と分裂

次に掲げる説示は、最高裁判所の非嫡出子差別に対する基本的な考え方を示しているといつてよい。そして、この部分は後の判例においても繰り返し引用されている。<sup>(7)</sup>

「非嫡出子の地位は、時代を通じて、婚姻の絆の彼方にある無責任な密通に対する社会的非難という形で表明されてきた。しかし、子にこの非難を加えることは非論理的で不公正である。さらに、非嫡出子に不利益を課することは、法的な負担は、個人の責任または非行になんらかの関連性をもつべきであるという我々の制度の根本概念に反する。どんな子にもその生まれには責任がなく、非嫡出子の処罰は両親の行動を抑止するには効果のない——不公正であるのみならず——方法であることは明白である。裁判所には、こうした不運な子がうける社会的非難を防止する力はない。しか

し、平等保護条項は、我々に、その分類が——本件のように——正当な州の利益——やむにやまれぬものにせよ、それ以外のものにせよ——によって正当化されない場合、生まれの地位に関連する差別的な法を違憲とする権限を与えてくれる<sup>(8)</sup>」

だが、この時期の判例の歩みはこの説示だけですむほど平坦ではなかったといえる。そして、アメリカ合衆国最高裁判所が初めて非嫡出子差別に取り組んだのはそれほど過去の話ではなかった。

一九六八年のレヴィ判決<sup>(9)</sup>で、最高裁判所は、史上初めて、非嫡出子差別に違憲判決を下した。ここで争われたのは、両親が不法行為で死亡した場合にその損害賠償請求権を非嫡出子が承継できないとするルイジアナ州法だった(本件では、非嫡出子が母親の死亡について提訴していた)。六対三の多数派を代表するダグラス裁判官の法廷意見は、次のように述べている。

「生まれの嫡出性・非嫡出性は、その母親に降りかかったと主張されている不法行為の性質とはなんの関連性もない。原告の子どもたちは、非嫡出子ではあるが、彼女に扶養されていた。彼女は彼らの世話をして、そ

して養育した。彼らは、実際に、生物学的な意味でも精神的な意味でも、彼女のものだった。そして、彼女の死によって、扶養されていた者ならだれでも受ける被害を受けたのである」

レイビ判決は、ちょうど、人種差別におけるブラウン判決<sup>(10)</sup>や性差別におけるリード判決<sup>(11)</sup>のように、この領域のリーディングケースとなる可能性もあった<sup>(12)</sup>。しかし、こゝとはそう簡単ではなかった。

最高裁判所は、一九七一年、一転して、レイバイン判決<sup>(13)</sup>で、非嫡出子に遺産相続権を認めないルイジアナ州法(例外的に、非相続人に親族がなく、遺産が州に帰属する場合には相続しうる)の合憲性を、五対四で支持した。

ブラック裁判官の法廷意見は、家族法が州に委ねられてきた領域であることを引きながら、遺産処理を規制する権限は、連邦憲法及びルイジアナ州民によって、ルイジアナ州議会に託されているとする。そして、憲法の個別の保障に抵触しなければ、可能な法律のなかからひとつを選ぶのは、州議会であって、最高裁判所の終身の裁判官ではないとも述べている。平等保護条項違反を理由

に非嫡出子に対する差別を違憲としたいいくつかの先例については、それほど強度の平等を要求するものと読むことはできないと片付け、非嫡出子と嫡出子との区別は、家族法における、傍系と直系、尊属と卑属、妻と妾の区別と選ぶところはないと理由づけている。

両判決の相反する結論は、不法行為法と相続法の違い(承継を認めなければ不法行為者を利する結果になるのに対して、家族法の領域での州の権限は大きい)や父母の別(レイビ判決は母親の権利の承継であるのに対して、レイバイン判決は父親からの相続だった<sup>(14)</sup>)によって説明することができるかもしれない。しかし、一番はつきりしているのは、裁判官の交代である<sup>(15)</sup>。レイバイン判決で合憲性を支持した多数派は、レイビ判決の反対意見の三人の裁判官に新任のバーガー首席裁判官とブラックマン裁判官が加わって構成された。一方、レイビ判決で違憲の立場だった多数派から、一九六九年にウォーレン首席裁判官とフォータス裁判官が引退・辞任して少数派に転落したわけである。

ところが、一九七七年のトリンプル判決<sup>(16)</sup>で、最高裁判所は、ほぼ同様の事案について、やはり五対四の僅差だ

ったが、今度は反対の結論を下した。<sup>(17)</sup> この時期の非嫡出子差別事件で鍵を握るパウエル裁判官が法廷意見を述べている。法廷意見は、まず、レイバイン判決について、「レイバイン判決を当裁判所の平等保護判決のなかに据えることは困難であり、その後の判決は、その先例としての拘束力を限定してきた」とする。

法廷意見は、家族に対する州の関心という立法目的は肯定しながら、分析をさらに進める。レイバイン判決が顧みなかった立法目的と手段との関連性である。法廷意見によれば、その後の判決は、「州は、その正統でない関係から生まれた子に制裁を加えることによって、男女の行動に影響を与えようとすることができる」という主張<sup>(18)</sup>を拒否した。

翌一九七八年のラリ判決<sup>(19)</sup>は、トリンプル判決を修正したかにみえる。すなわち、最高裁判所は、ここでも五対四の多数決で、非嫡出子が父親の遺産を相続するには、権限ある裁判所によって、父親の死亡前に父性が確定されていなければならないとするニューヨーク州法を支持した。しかし、ラリ判決は、父性の証明という限定された問題、いわば手続的問題に限定されたものであること

に注意すべきである。正統な家族関係の維持という正当理由は争点となっていないのである。

パウエル相対多数意見は、トリンプル判決で違憲とされた州法と本件のニューヨーク州法が異なることを強調する。<sup>(20)</sup>要するに、「本件で争点となっているただひとつの要件は、父親の死亡前に裁判手続で父性が宣言されていないならばならないという証拠上のものである」。そして、この要件が州の利益と実質的関連性をもつか否かが問われる。州の利益とは、遺産の迅速かつ秩序ある処理である。この利益は父性の証明の問題に直接結びついている。相対多数意見によれば、母性の証明と対照的に父性の証明は困難なことがしばしばであるとされている。

この時期の判例の揺れについては、統一的な原則があるわけではなく説明は困難とする見方が一般的である。それでも、なんとか、一貫性を持たせようとするれば、米沢広一のように、「正式な家族関係を保護するために、非難のほこ先を非嫡出子に向け不利益扱いはすることは、憲法上許されない。ただし、非嫡出子の父子関係が不明確な場合がしばしばあるので、遺産相続や社会保障給付の正確化、効率化のために、非嫡出子に対して、認知や実

際(22)の扶養等によって父子関係の存在を示すよう要求することは、憲法上許容されうる」とすることができよう。いずれにせよ、論争的な問題では裁判官の意見が真(23)二つに分かれ、結論もかなり揺れ動いた、分裂と動揺の時期だったことは疑いない。もちろん、本項の冒頭に引用したウェーバー判決のように全員一致に近い違憲判決も少なくないから、非嫡出子差別の重要性についてある程度(24)の共通認識のうえでのことであるが。

- (7) Stenger, *Expanding Constitutional Rights of Illegitimate Children*, 1968-1980, 19 J. Fam. L. 407, 413-14 (1980-81).
- (8) Weber v. Aetna Casualty & Surety, 406 U. S. 164, 175 (1972).
- (9) Levy v. Louisiana, 391 U. S. 61 (1968).
- (10) Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954).
- (11) Reed v. Reed, 404 U. S. 71 (1971).
- (12) Stenger, at 409.
- (13) Labine v. Vincent, 401 U. S. 532 (1971). この判決については「一九七三」アメリカ法一一〇頁に三木妙子の解説がある。

- (14) Maltz, *Illegitimacy and Equal Protection*, 1980 *Ariz. Sr. L. J.* 831, 833.
- (15) *Id.* at 834.
- (16) Trimble v. Gordon, 430 U. S. 762 (1977). この判決については「一九七八」アメリカ法二六三頁に浅見公子の解説がある。
- (17) この違憲の結論にも裁判官の交代が一役買っている。レイバイン判決の多数派から一九七一年にブラック、ハーラン両裁判官が引退し、その後任のうちパウエル裁判官が違憲説の少数派に加わって(もう一人のレンクイスト裁判官は合憲説)、トリンプル判決の新しい多数派が形成されたのである(一九七五年にダグラス裁判官も引退したがその後任のステイブンズ裁判官はダグラス裁判官と同じ違憲説)。
- (18) この州法の合憲性を支持したイリノイ州最高裁判所はその理由のひとつとして、「モネロー上は全く相続できないのに母親からは相続可能になっているのは非嫡出子の境遇の改善が目的であると述べている (In re Estate of Karas, 61 Ill. 2d 40, 329 N. E. 2d 234 (1975))」が、わが最高裁判所の合憲決定の理由づけと一脈通するところがある。
- (19) Lalli v. Lalli, 439 U. S. 259 (1978). この判決については「一九八一」アメリカ法一六七頁に釜田泰介の解説がある。
- (20) 両判決のキャスティングボートを投じたのはパウエル裁判官だが、権利の実体に及ぶときは違憲、父性の証明の

手続に関するときは合憲という立場は、性差別及び非嫡出子の親に対する差別が争点となった一九七九年のキャン判決 (Caban v. Mohammed, 441 U. S. 380 (1979)) 及びペラム判決 (Parham v. Hughes, 441 U. S. 347 (1979)) においてもみられる。

(21) 君塚正臣は、アメリカの判例の揺れは説明困難として「アメリカの判例に引きづられることなく」、わが国の問題を検討すべきであるとする (前掲三二五頁)。また、松井茂記も「非嫡出子に関する最高裁の態度は、激しく動揺している」(「アメリカ憲法入門」(第三版)二八〇頁(一九九五年))と分析する。さらに、Maltzは、判例の間には統一的な原則があるわけではなく、「この領域での裁判所の役割について著しく異なる考え方をもち裁判官たちの合従連衡の結果として説明するのがベスト」(Maltz, at 840)と突き放している。

(22) 米沢広一、前掲二二九頁。

### 三 一九八〇年代の違憲判例確立へ

一九八〇年代に入ってから判例の展開は安定しているといえる。この時期に最高裁判所で争われたのは、非嫡出子には嫡出子に認められている権利などを全く認めないというレイバイン判決やトリンプル判決などで問題

になったタイプの事案ではなく、非嫡出子が父親に対する父性の確定の出訴期限をめぐる訴訟といういわば非嫡出子の権利の実現における手続的な制約であった。その意味では、裁判官の意見が大きく割れた末に合憲の結論が出たラリ判決やルーカス判決<sup>(23)</sup>などの系譜に近い訴訟であった。

#### 1 ミルズ判決 (一九八二年)

まず、ミルズ判決<sup>(24)</sup>では、非嫡出子が父親から養育費を得るための前提として、非嫡出子の出生から一年以内に父性の確定の訴えを提起しなければならないとするテキサス州法の合憲性が争われた。最高裁判所は結論については全員一致で一年の出訴期限を違憲と判断した。レインクイスト裁判官の法廷意見は次のとおりであった。

先例と平等保護原則によれば、非嫡出子が養育費を得る機会はあるものでなければならず、その権利を主張するための期間は、婚姻外子の出生をしばしば取り巻く個人的、家庭的、そして財政的に困難な状況のなかでも、提訴が可能なほど十分に長くなければならない。

しかし、このことは、非嫡出子の養育費訴訟の手続が嫡



出子と同一でなければならぬという意味ではない。非嫡出子の養育費訴訟には、嫡出子にはない、父性の証明という問題がある。したがって、時機に遅れた請求または詐欺的請求を封ずるといふ州の利益は、非嫡出子の養育費訴訟には、嫡出子よりも大きな制約を課することを許容する。この制約は、州の正当な利益と実質的に関連する限りで平等保護の審査に合格する。具体的には、平等保護の分析は二つの要件に集約される。ひとつは非嫡出子の提訴のために合理的な機会を提供するほどに出訴期間が長いことであり、もうひとつは出訴期限と州の利益との実質的関連性である。

通常この訴訟を提起する未婚の母が直面する一年以内の提訴への障害は容易に認識できる。それは、出産の費用や出産に関連する収入の減少に伴う財政的困難、子の父との愛情の継続、家族やコミュニティー不和を避けたという希望、さらに、非嫡出子をもったことの情緒的圧迫・混乱である。母親が財政的援助の必要性を認識し実際に行動を起こすには数カ月は過ぎてしまうだろう。そして、一二ヶ月以内に提訴しなければ非嫡出子が実父から養育費を得ることは永久にできなくなるのである。

また、この非現実的に短い出訴期限は時機に遅れた請求または詐欺的請求を避けるという州の利益と実質的に関連していない。父性の証明は簡単に片付けられない問題だが、我々は、この訴訟に不可欠な証拠がたった一年のうちに散逸してしまうとか、一二ヶ月の経過が詐欺的請求の可能性を認識できるほどに増加させるとは考えられない、と締めくくっている。

オコナー裁判官は、法廷意見がもっと長い出訴期限の合憲性に先んじて判断を示したのではないが、現行のテキサス州法の四年という出訴期限を支持したものと誤解される可能性があるとして、個別意見を書いている(バーガー首席裁判官、ブレナン、ブラックマン各裁判官同調)。

その理由は三点に要約できる。まず、州には、非嫡出子の真性の養育費請求を実現させて福祉受給者を少なくするというもうひとつの利益がある。次に、他の訴因は未成年の間提訴できるのに、非嫡出子に特有の父性の確定の訴訟だけがほぼ唯一の特別扱いをされているのは、州の主張を疑わしめる<sup>(25)</sup>。そして、法廷意見が一年以内に提訴することへの実際の障害としてあげるものは、数年

間にわたって続く。「要するに、本件を結論づけるなものも出生後一年間に特有なものではない」

なお、ただ一人法廷意見に同調しなかったパウエル裁判官は、法廷意見がもっと長い出訴期限に先んじて判断を示したものと読んで、オコナー裁判官の同意意見にのみ賛成している。

手続的制約とはいえ、一年間といふかなり——法廷意見の言葉を借りれば、「非現実的に」(unrealistically)短い出訴期限であったので、違憲の結論は驚くにあたらないかもしれない。しかし、オコナー裁判官の同意意見がもっと長い期間であっても違憲性は払拭できないとしている点が重要であった。

## 2 ピケット判決(一九八三年)

続く、ピケット判決<sup>(26)</sup>も同様の出訴期限にかかわる。非嫡出子の母親が提起した父性の確定と子の養育費の支払いを求める訴訟で、州少年裁判所は、出訴期限を二年とするテネシー州法の規定を連邦憲法第一四修正の平等保護条項に違反すると判断した。しかし、州最高裁判所は原判決を破棄し、州法の合憲性を支持した。

最高裁判所は全員一致で原判決を破棄し問題の規定を違憲と判断した。ブレナン裁判官が法廷意見を述べた。

法廷意見は、過去一五年間の非嫡出子差別事件の最高裁判所判決、なかでも一九七二年のウェーバー判決を回顧して次のようにいう。

「非嫡出子を嫡出子よりも不利に扱ってきた歴史に鑑み、我々は、非嫡出に基づく制定法上の分類を高次のレベルの審査に服するものとしてきた。我々は、非嫡出に基づく分類が『違憲の疑いがある』ものではなく『最も厳格な審査』に服するものではないと判断したが、その審査は『齒のないものではない……』。合衆国対クラーク判決で、我々は、『非嫡出に基づく分類は、制定法が達成しようとしている特定の利益に、明白かつ実質的な関連性をもたないかぎり、違憲である』と述べた」

本件のような出訴期間の制限という点ではゴメス判決とミルズ判決が特に関連性が強いとする。なかでも、ミルズ判決では、平等保護の分析は二つの要件に集約されるとした。ひとつは非嫡出子の提訴のために合理的な機会を提供するほどに出訴期間が長いことであり、もうひ

とつは出訴期限と州の利益との実質的関連性である。そして、一年の出訴期限はどちらの要件も満たさないとした。さらに、オコナー同意意見では、もっと長い出訴期限でも違憲となり得ることが示唆された。

こうした先例に照らして、法廷意見は、本件の二年の出訴期限も平等保護条項に違反すると結論する。要するに、ミルズ判決で違憲判断を導いた理由は、本件にもほとんどあてはまり、この出訴期限は、効果において、非嫡出子の扶養の権利を消滅させる制約に等しいからである。

### 3 クラーク判決(一九八八年)

目下、非嫡出子差別の判例の到達点と思われるクラーク判決は、次のような事案にかかわる。

婚姻外で生んだ娘の出生から一〇年後、母親は父親とされる男性を相手取って養育費の支払いを求める訴訟を提起した。血液検査の結果、九九・三%の確率で、この男性は娘の父親に間違いないとされたが、裁判所は父親勝訴の判決を下した。というのは、ペンシルベニア州法によれば、父性の確定を求める訴訟は非嫡出子の出生後

六年以内に提起しなければならないことになってきたからである。母親はこの規定が、連邦憲法第一四修正の平等保護条項及び適正手続条項に違反すると主張したが、裁判所はこれを退けた。州最高裁判所に上訴中に、州議会は父性の確定の提訴期限を一八年とする新しい州法を制定した。しかし、州最高裁判所は、新法の遡及適用を認めず、また、旧法は合憲であるとして、上訴を退けた。最高裁判所は全員一致で原判決を破棄し問題の規定を違憲と判断した。オコナー裁判官が法廷意見を述べた。

「州法が第一四修正の平等保護条項に違反するか否かを判断するにあたって、我々は、分類のタイプによって、異なるレベルの審査基準を適用している。最低限、制定法上の分類は政府の正当な目的に合理的に関連するものでなければならぬ。人種または出身国に基づく分類、及び基本的権利に影響を与える分類には、最も厳格な審査が妥当する。合理的根拠の審査と厳格審査の両極のあいだに、中間レベルの審査があり、これは、通常、性または非嫡出に基づく差別的な分類に適用されてきた。

中間審査に合格するには、制定法上の分類は政府の

重要な目的に実質的に関連するものでなければならぬ。したがって、我々は、両親の不義の関係を罰するために非嫡出子に重荷を負わせる分類を違憲と判断してきた。なぜならば、『子にこの非難を加えることは非論理的で不公正』だからである。しかし、子の扶養の権利に関する、出発点となる事件で、当裁判所は、『父性の確定に関する問題が潜んでいる』ゆえに子の扶養の文脈では、非嫡出子に異なる取り扱いをすることが適当であることを承認した。

当裁判所は、父性の確定の訴訟に適用され、その結果養育費を求める非嫡出子の権利を制約する出訴期限に対する、平等保護に基づく違憲の主張を評価するための特別の枠組みを發展させてきた。

『第一に、養育費を獲得するための期間は……、非嫡出子に利害関係がある者に非嫡出子のための権利主張の合理的な機会を提供するに十分なほど長くなければならぬ。第二に、その機会に課された期限は、時機に遅れた請求や詐欺的請求に関する訴訟を回避するという州の利益に実質的に関連するものでなければならぬ』

ミルズ判決では一年、ピケット判決では二年の出訴期間が、いずれも違憲とされたことを引用される。

「こうした先例に照らして、我々は、ペンシルベニア州法の六年の出訴期限は平等保護条項に違反すると結論する。六年であっても、非嫡出子のために権利を主張する合理的な機会を必ずしも提供するものとはいえない」

その理由として、実父との関係、非嫡出子をもったこととの情緒的圧迫やコミュニケーションや家族の不和を避けたという希望から、父性の確定の訴訟を提起することへの母親の消極性が出産後何年も続くこと、母親が未成年者である場合、この問題はより深刻であること、子の養育のために収入が減ることに気づくのに時間がかかるかもしれないこと、子が成長し種々の費用がかさむにつれ経済的な困難は増す可能性が大きいことなどをあげている。

また、法廷意見は、六年の期限は実質的関連性を欠くとする。その一番の理由は、ベンシルベニア州は、多くの場合に、非嫡出子の誕生から六年以降も父親がだれであるかを争点とする訴訟を認めていることである。さら

に、最近、ペンシルベニア州が一八歳までは父性の確定と扶養を求める訴訟の提起を認めたことは、ペンシルベニア州が父親がだれであるかの証明の問題が克服できないものではないと考えている証左だとする。ますます高くなる遺伝子の検査では、子の年齢にかかわらず、九九%以上の確率で父子関係が証明できることも、出訴期限を設けることに実質的な理由があるのか疑わせるもうひとつの理由であると結んでいる。

この判決の最大の意義は、最高裁判所が非嫡出子差別に対して中間審査基準を明示的に採用したことである。

これまでは、非嫡出子差別に中間的な審査基準が妥当するとみられていたが、それが、一九七六年のクレイグ判決<sup>(28)</sup>以来、性差別に適用されてきた中間審査基準と同一のものか必ずしも明らかではなかった。すなわち、同様の構造の差別でありながら、結論が、性差別については違憲(一九七七年のゴールドファーブ判決<sup>(29)</sup>)、非嫡出子差別については合憲(一九七六年のルーカス判決)と分かれたことに着目すれば、非嫡出子差別の審査基準は中間的なものだが、性差別の中間審査基準よりは緩やかなものと解することもできたのである。クラーク判決に

よる中間審査基準の明示的な採用はそうした見方を覆すものだった。その意味では、ルーカス判決が現在の判例の到達点と合致するものなのか問われる。今後の課題とされよう(もっとも、法廷意見はルーカス判決を先例として引用している。ルーカス判決を中間審査基準に沿ったものとみているのだろうか)。

六年という比較的長い出訴期限についても実質的関連性を認めなかった点も重要である<sup>(30)</sup>。父親の死亡前に父性が証明されなければ相続を認めない州法を合憲としたラリ判決が整合性をもつのか問い直される余地があるのではないだろうか<sup>(31)</sup>。

そして、一九八〇年代前半の両判決と同様、保守派も含めた全員一致の結論であったことも見逃せない。この時期の最高裁判所は保守的傾向を強めたと一般には理解されている。そのことは、長らくリベラル派と保守派の最大の論争になっている人工妊娠中絶問題への対応をみれば一目瞭然であろう。人工妊娠中絶の自由を憲法上保護しその規制に厳格司法審査を適用した一九七三年のロバー判決<sup>(32)</sup>への消極的態度をあらわにする裁判官が増加し、ついに、一九八九年のウェブスター判決<sup>(33)</sup>ではロー判決変

更の一步手前までいったのは、まさに好対照である。非嫡出子差別への懐疑的態度は、最高裁判所のなかでリベラル派・保守派を問わず、共通のものとなっていたといつてよいと思われる。

- (23) Mathews v. Lucas, 427 U. S. 495 (1976). 遺族年金の支給に関して、嫡出子は自動的に扶養家族と推定され受給できるのに対して、非嫡出子については一定の要件に該当しない限り、死亡した被保険者に扶養されていたことの証明を求める社会保障法の規定を六対三で合憲とした。
- (24) Mills v. Habluetzel, 456 U. S. 91 (1982).
- (25) Note, Equal Protection and the Illegitimate Child, 21 Hous. L. Rev. 229 (1984). 出訴期限について父性の確定の訴えだけを特別に短くすることに強い疑念を示す。
- (26) Pickett v. Brown, 462 U. S. 1 (1983).
- (27) Clark v. Jeter, 486 U. S. 456 (1988).
- (28) Craig v. Boren, 429 U. S. 190 (1976).
- (29) Califano v. Goldfarb, 430 U. S. 199 (1977). 遺族年金の支給に関して、死亡した被保険者が父親のときは子は自動的に扶養家族と推定され受給できるのに対して、死亡した被保険者が母親のときには、死亡した被保険者を実際に扶養されていたことの証明を求める社会保障法の規定を五対四で違憲とした。
- (30) より長い出訴期限については基準の適用に困難が伴う

とされたが (Note at 251) 〃 この懸念は杞憂に終わったようである。

- (31) 法廷意見ではラリ判決は引用されていない。また、三木妙子は、このクラーク判決の評釈で、ラリ判決を「科学技術のいっそうの精密化にともない問い直されて然るべき」と批判している。「一九九〇」アメリカ法一三三頁。
- (32) Roe v. Wade, 410 v. 113 (1973).
- (33) Webster v. Reproductive Health Service, 492 U. S. 490 (1989).

まとめ わが国の「分裂」は

どの方向へ向かうか？

以上の検討により、アメリカ合衆国においても、非嫡出子差別の問題がかなり取り上げられるようになったのはここ三〇年くらいのことだが、最高裁判所の判決をみると、非嫡出子差別に関して、裁判官の見解が大きく分かれば判例が動揺した一九七〇年代を経て、一九八〇年代の違憲判決の確立に至ったことが分かった。そこでは、一般に保守派と目される裁判官も含めての判断になっている。わが最高裁判所の多数意見などにみられる欧米の

事例への言及は、こうした最新の状況を反映していないものといえる。

さて、もう一度、わが最高裁判所の一九九五年の合憲決定を振り返れば、わが最高裁判所の判決・決定のなかでは、裁判官の見解が分かれ、また様々な考え方が表明された決定ということができる。違憲説に立つ反対意見が五人の裁判官から表明され、また、合憲説の一〇人の

裁判官のうち、四人の裁判官から結論としては合憲だが、その合憲性には疑念がないわけではないという見方が示されている。ちょうど、アメリカ合衆国の一九七〇年代の状況に似ているともいえる。わが最高裁判所も分裂の時期を経て違憲判決の確立へと向かうかもしれないというのはあまりに希望的な観測だろうか。

(静岡大学助教授)